

議員提出議案第 3 号

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市議会議員 木 原 宏

高 口 靖 彦

永 元 須 摩 子

大 石 ふみお

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例（平成21年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第2条 議会の議長、副議長及び議員に対し、<u>令和2年6月</u>に支給する 期末手当に関する一般条例第6条第2項の規定の適用については、同 項中「<u>100分の222.5</u>」とあるのは「<u>100分の200.25</u>」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第2条 議会の議長、副議長及び議員に対し、<u>平成21年6月</u>に支給する 期末手当に関する一般条例第6条第2項の規定の適用については、同 項中「<u>100分の205</u>」とあるのは「<u>100分の185</u>」とする。</p> <p>第3条 議会の議長、副議長及び議員に対し、<u>平成22年3月</u>に支給する 期末手当に関する一般条例第6条第2項の規定の適用については、同 項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。